久御山町議会モニター設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、久御山町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、常に久御山町議会（以下「町議会」という。）の活性化の推進及び政策提案力を強化することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　町民　本町の区域内に居住する者をいう。

(2)　在勤者　本町の区域内に勤務する者をいう。

(3)　会議　町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

（定員）

第３条　町議会モニターの定員は、10名以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員することができる。

（資格）

第４条　町議会モニターは、次の各号に定める用件を満たす者とする。

(1)　年齢は満18歳以上の町民又は在勤者であり、かつ、久御山町職員、久御山町議会議員でないこと。

(2)　町議会のしくみ及び運営に関心があること。

(3)　町政及び地域社会の発展に関心があること。

（募集方法）

第５条　町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

（委嘱）

第６条　町議会モニターは、公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。

２　議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当たっては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

（任期）

第７条　町議会モニターの任期は、委嘱された日から翌年の３月の末日までとし、再任を妨げない。

（委嘱の終了）

第８条　町議会モニターが、次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターの任期満了前であっても委嘱を終了することができる。

(1)　第４条に規定する資格を失ったとき。

(2)　町議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3)　その他議長が必要と認めたとき。

（職務）

第９条　町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1)　会議の運営に関する意見を文書又は電子メール等（以下この条において同じ。）により提出すること。なお、提出にあたっては当該会議（非公開で行われるものを除く。）の傍聴又はインターネットによる視聴に努めること。

(2)　久御山町議会だより及び久御山町議会ホームページなどに関する意見を提出すること。

(3)　議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(4)　町議会議員と必要に応じ、意見交換を行うこと。

(5)　その他議長が必要と認めたこと。

（謝礼）

第10条　町議会モニターに対し、第９条の職務に応じて、予算の範囲内で謝礼を支給するものとする。

（提言等の取扱い）

第11条　町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討するものとする。

２　前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議会だより等で公表するものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和６年６月28日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に町議会モニターとして委嘱されている者は、この要綱の規定にかかわらず町議会モニターとし、その任期の終期は令和７年３月31日までとする。